

各医療機関管理者 殿  
(無床診療所あて)

茨城県保健医療部感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う入院調整の対応について (依頼)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた本県の対応については、令和5年4月21日付感対第107号茨医発第35号通知にて、重症・中等症Ⅱの患者の入院調整や、入院等調整本部の問合せ先を案内するとしていたところです。

つきましては、下記1、2のとおり送付いたしますので、ご活用ください。

また、下記3のとおり、今般、厚労省より令和5年4月20日付通知にて、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) への入力等に係る協力依頼がありましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 重症・中等症Ⅱの患者向けの確保病床を有する入院受入医療機関一覧について

茨城県コロナ感染症医療連携システム (i-HOPE) の活用については、サーバー負荷等の影響から、当面、県内の病院及び有床診療所に対して ID 及びパスワードを付与しているところですが、無床診療所においては、重症・中等症Ⅱの患者向けの確保病床を有する入院受入医療機関一覧を共有いたしますので、重症・中等症Ⅱの患者の入院調整の際に活用願います。

#### 2 5月8日以降の入院調整に係る相談先について

##### (1) 各保健所

- ・相談時間：平日日中 (8:30~17:15) ※水戸市は同時間の土日も対応
- ・連絡先：別紙のとおり

##### (2) 入院等調整本部

- ・相談時間：土日 (終日)・夜間 (17:15~8:30)
- ・連絡先：029-301-4100 ※連絡先は非公開のため、取扱いに十分ご注意願います。

※1 問合せ対応は5月8日より開始となりますので、それまでの間、上記連絡先への問合せはお控え願います。

※2 患者情報の取得や入院勧告等に関する法的根拠がなくなるため、県は従来どおりの入院調整ができなくなるほか、患者等の同意がない場合は診療情報提供書等に基づく相談対応もできなくなる点について、ご留意願います。

#### 3 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) の入力について

厚労省より協力依頼に係る通知 URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/001089193.pdf>

- ・無床診療所においては、開設時間内における発熱患者等の数や新型コロナウイルス検査実施 (検体採取) 総人数等の入力にご協力ください。
- ・なお、本県は7月以降「i-HOPE」から「G-MIS」へ切り替える予定であり、国においても、5類移行後の入院調整のため、全国的に「G-MIS」の活用を検討していることから、無床診療所におかれましても、「G-MIS」をご活用いただきますようお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

i-HOPE に関すること

医療政策課 医療計画グループ TEL:029-301-3124

G-MIS に関すること

感染症対策課 感染症企画調整室 TEL:029-301-5157